

1 税源移譲のため、 税率が変わります

●税源移譲とは

これまで地方自治体は、地方税以外に、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金などの財源を受けて行政サービスを行ってきました。しかし、この仕組みは、さまざまな制約があり、必ずしも地方の実情にあったものとはいえませんでした。

平成十八年度の国の税制改正によって、所得税（国税）の一部（約三兆円分）を個人住民税（地方税）へ移すことになりました。このことを税源移譲といえます。

税源移譲は、地方自治体が、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的にできるよう、自主的に財源を確保できるようにするためのものです。

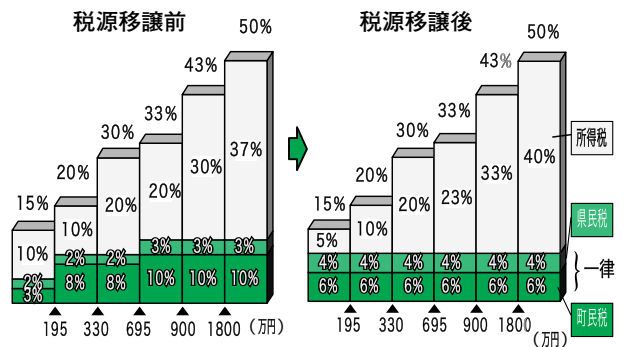
●税源移譲の方法は

税源移譲は、皆さんが納める税金の総額を変えずに、納める先ごとの税額を変えることで実現します。

納税者一人当たりの国へ納める税額（所得税額）を減らし、その分を地方へ納める税額（個人住民税額）を増やすという方法を取ります。

個人住民税では、平成十八年度までは税率が所得によって三段階でしたが、平成十九年度から一律になります。町民税の税率六％、県民税の税率

【課税所得に対する所得税率と個人住民税率】



は四％、合計十％です。これで、町県民税の税額が変わります。

税源移譲の範囲では、町県民税額と所得税額の総額は、平成十八年度と平成十九年度では、所得や控除の増減がなければ変わりません。ただし、定率減税の廃止と県民税の超過課税の実施の影響があるので税額は増えます。

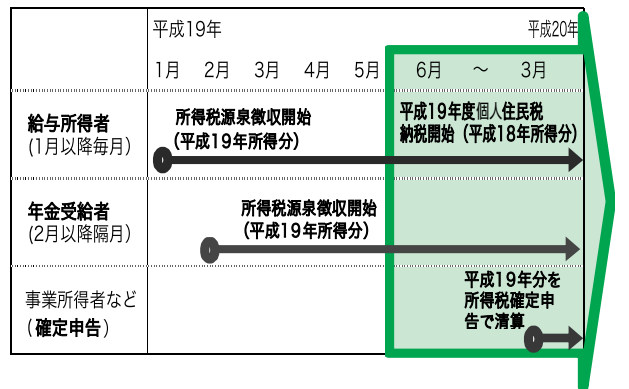
●税源移譲の影響時期

所得税と個人住民税の納付方法によって、税源移譲の影響のする時期が人によって異なります。

例えば、毎月の給料から税金が天引きされている人は、所得税率は平成十九年一月分の給料から、個人住民税の税率は平成十九年六月分の給料から変更されます。

一方で、給料天引きではない人は、個

【所得税と住民税の新税率の適用開始時期】



人住民税の税率の変更は平成十九年六月納期分から、所得税の税率は平成十九年分の確定申告分から変更になります。

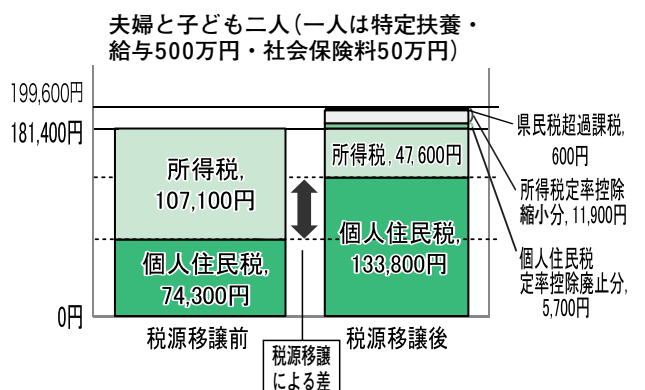
影響がでる時期が異なるだけで、所得や控除の増減がなければ、納める税金の総額としてはどちらの場合も変わりません。

なお、退職所得については、平成十九年一月一日以降の支払い分から新しい税率が適用されます。

●葉山町の税率はどうなるの？

市町村民税の税率は、三％・八％・十％の累進税率（課税所得の段階ごとに異なった税率を適用するもの）から課税所得に関係なく一律六％になり、多くの市町村では増収となります。ただし、十％の税率が適用される納税者が多い市町村では逆に減収となる場合が

【税制改正による税額の変動イメージ】



あります。葉山町は後者に該当し、平成十八年度の試算では約三千万円程度減収となる見込みです。

なお、県民税は二％、三％の累進税率から一律四％になるため、県は増収となります。

2 定率減税がなくなります

平成十八年度は所得割額の七・五％（二万円を上限）を控除していましたが、平成十九年度からは定率控除がなくなるため、税額が二万円以下の範囲で増えます。

3 高齢者非課税措置が段階的に廃止

昭和十五年一月二日以前の生まれで合計所得金額が一二五万円以下の人

は、平成十七年度までは非課税でしたが、平成十八年度は三分の一を課税し、平成十九年度は三分の二(均等割は二、六〇〇円)を課税するため税額が増えています。

4 県民税の超過課税が始まります

神奈川県では平成十九年度から、水

源環境の保全・再生に継続的に取り組むための税金を個人県民税に上乘せざるため、県民税の均等割三〇〇円と所得割〇・二五%分の税額が増えます。超過課税分の一人当たりの平均負担額年額約九五〇円(平成十九年度から増える額)

※町民税では超過課税はありません。

問合せ 税務課 ☎内線二五一〜二五三

鎌倉税務署 からのお知らせ

問合せ

鎌倉税務署 個人課税第一部門
☎〇四六七―二二―五五九一代

◆確定申告書は、

自分で書いてお早めに

税務署窓口で、所得税・贈与税・消費税についての相談と申告書の受付をします。土日祝日は開署していませんが、二月十八日(日)・二十五日(日)に限り確定申告書作成のアドバイスや申告書の受付をします。

※税務署の駐車場は四月上旬まで利用できません。臨時駐車場もないので、車での来場はご遠慮ください。※各申告書は郵送、税務署の時間外収受箱への投函により提出できます。

受付期間

①所得税

二月十六日(金)〜三月十五日(木)

※所得税の還付申告の場合は、一月中旬でも申告書を提出できます。還付金

◆税理士会が行う小規模納税者

等のための無料申告相談

小規模納税者の所得税や消費税、年金受給者や給与所得者の所得税の申告についての相談を受け付けます。

対象外 譲渡所得(土地・建物・株式等)がある、相談内容が複雑、所得金額が高額の場合

日時 二月七日(水)・八日(木) 九時

三〇分〜十六時(十二時〜十三時除く)、受付は十五時まで。相談者多数の場合は早めに受付を終了します)

場所 福祉文化会館

◆インターネットを利用して

①申告書を作成

国税庁ホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書なら税務署に提出できます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
タックスアンサーホームページ <http://www.taxes.nta.go.jp>

②e-Taxで自宅・オフィスで申告・納税

事前に利用開始の手続きを済ませると、以後、自宅や事務所にいながら申告・納税・申請・届出等までできるシステムです。平成十八年分の確定申告から利用するためには二月中旬までに届出書を提出・送信してください。

e-Tax <http://www.e-tax.nta.go.jp>

◆所得税の定率減税額が引き下げ

平成十七年分までは所得税額の二〇%(限度額二五万円)が減税されていましたが、平成十八年分では十%(限度額十二万五千元)の減税となります。なお、平成十九年分からは定率減税は廃止されます。

◆所得税の確定申告町役場でも受付

所得の種類が給与か年金のみで、医療費控除などの諸控除を受ける場合は、役場でも所得税の申告相談をしています。

日時 二月十六日(金)〜三月十五日(木)
(閉庁日を除く)

九時〜十六時(十二時〜十三時は除く)
場所 役場四階大会議室

役場で申告相談ができない内容

左記の所得がある場合や控除を受ける場合は、鎌倉税務署で申告相談をしてください。

●事業所得、不動産所得、配当所得、報酬に係る雑所得(原稿料や講演料等)、一時所得(生命保険契約等に基づく一時金等)、譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権等)

●災害や盗難等に伴う雑損控除、住宅借入金等特別控除等

仮収受

書き終えている確定申告書は、所得や控除の種類に関係なく、役場で二月一日(木)から仮収受をはじめます。

問合せ 税務課 ☎内線二五一〜二五三

介護保険に関する費用を確定申告される皆さんへ

平成十八年中（二月一日から十二月三十一日）にお支払い頂いた介護保険料やサービス利用料（自己負担分）は、所得税の確定申告や町、県民税申告の際に所得控除の対象となります。

●介護保険料

介護保険料や健康保険料の社会保険料は、「社会保険料控除」の対象となります。

※年金から天引き（特別徴収）された介護保険料は、ご自身の納付となります。従って、生計同一者の控除対象とすることはできません。

対象となる金額 平成十八年中に納付していたいた保険料額

※介護保険料の納付金額は、一月末にお知らせしますのでご確認ください。
申告に必要なもの 証明書や領収書は

必要ありません。

●サービス利用料（自己負担分）

左表のサービス利用がある場合は、高額介護サービス費等で補填される金額を除き、「医療費控除」の対象となります。

●おむつ代は、「医療費控除」の対象となります。

寝たきりや認知症または治療上おむつを使用している場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」により医療費控除の対象となりますので、かかりつけの医師に証明書が必要な旨を申し

	居宅(在宅)介護サービス	施設介護サービス
対象となるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●「ケアプラン」に基づいた次のサービス（介護予防含む） ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護（医療系施設のショートステイ） ●上記①～⑤のサービスと併せて利用した場合は、次のサービスも対象となります。（介護予防含む） ○訪問介護（ただし生活援助を除く） ○夜間対応型訪問介護 ○訪問入浴介護 ○通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○短期入所生活介護（福祉系施設のショートステイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ●次の施設サービス費の自己負担額（介護費用、居住費及び食費） ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ②地域密着型介護老人福祉施設 ③介護老人保健施設 ④介護療養型医療施設 ※③④については、診療・治療に必要な「特別室の使用料」も対象となります。
対象となる費用	居宅サービス費の自己負担額（介護費用、短期入所療養介護の居住費、通所リハビリテーション（デイケア）と短期入所療養介護の食費）	施設の種類により異なります ①②介護老人福祉施設は自己負担額の2分の1 ③介護老人保健施設は自己負担額の全額 ④介護療養型医療施設は自己負担額の全額
申告に必要なもの	居宅サービス事業者が発行した領収書	介護保険施設が発行した領収書

出てください。

ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが二年目以降の人は、「おむつ使用証明書」に代わる「確認書」を、町が要介護認定主治医意見書の内容をもとに発行できる場合がありますので、福祉課へ問い合わせ後、申請してください。

対象となる費用 平成十八年中にかかったおむつ代
申告に必要なもの おむつ使用証明書 または確認書・領収書

●要介護認定を受けた人は、「障害者控除・特別障害者控除」の対象となる場合があります。

障害者控除・特別障害者控除の対象は、身体障害者手帳等の交付を受けている人ですが、手帳の交付を受けていない人でも、「年齢が六五歳以上の人で、精神又は身体に障害があり、その障害の程度が障害者に準ずると町の認定を受けている人」は控除を受けることができます。

認定の手続き 要介護認定訪問調査の内容をもとに判定を行い、対象となる場合は、障害者控除・特別障害者控除対象者認定書を発行しますので、該当すると思われる人は、福祉課へ問い合わせ後、申請してください。

申告に必要なもの 町が発行した障害者控除・特別障害者控除対象者認定書

問合せ 福祉課 ☎内線二三二～二三三

一月十五日～二日は防災とボランティア週間、一月十七日は防災とボランティアの日です。

阪神淡路大震災（平成七年一月十七日、死者六、四三四人）が発災し、十二年が経とうとしています。この震災はボランティア元年といわれ、人と人とのつながりや、ヒューマンパワーを再認識するきっかけになりました。災害の規模が大きくなればなるほど、消防機関などによる十分な防災活動は望めません。建物の倒壊による道路の寸断、交通渋滞、通信回線の混乱などが救助活動を妨げるからです。阪神淡路大震災で火災の延焼を防ぎ、がれきの下敷きになった人を助け出して傷の手当てをしたのは、家族であり近所の人でした。また、全国から多くのボランティアが駆けつけ、さまざまな救援活動を行いました。大震災の被災地の中でも、日ごろからコミュニティ活動が盛んだった地区ほど、救援活動や復興において目覚ましい活動が見られました。非常時に自主的な防災活動が効果的に行われるためには、平常時から地域においてさまざまな分野でコミュニティ活動が行われていることが大切です。

防災とボランティア週間として防災とボランティアの日をきっかけに、さらに防災への意識を高め、万全の心構えをしておきましょう。

問合せ 消防本部 ☎八七六一〇一一九 内線三一五